

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

天下祭の原型と変容：神田祭を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター 公開日: 2023-02-09 キーワード: 天下祭, 神田祭, 上覧, 山車, 附祭 作成者: 岸川, 雅範 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001946

天下祭の原型と変容

―神田祭を中心に―

岸川 雅 範

要旨

江戸の二大祭礼である神田祭と山王祭は、江戸時代、行列が江戸城内に入ることができ、時には将軍の上覧に供され、幕府による祭礼費用の一部負担、南伝馬町や大伝馬町による国役としての祭礼奉仕や町々より出された山車、附祭、御雇祭の賑やかな行列により、俗に「天下祭」と称されるようになった。本稿は、神田祭が天下祭と称された諸要素や全体像を把握する上で重要な全体的な流れである日程をとりあげ、そして元禄元（一六八一）年に幕府の庇護の下、大祭化し江戸城内に祭礼行列が入るようになった時から慶応三（一八六七）年最後の祭礼まで、約二六〇年にわたる江戸時代の長い年月の中、約九十回も執り行われた祭礼の時代区分を行うことにより、天下祭の基礎的知識として、その原型と歴史の変容を明らかにしたいと思う。

キーワード

天下祭、神田祭、上覧、山車、附祭

はじめに

江戸時代における神田明神の祭礼・神田祭は、二基の神輿、町々より出された三十六番四十本前後の山車や附祭、御雇祭などの賑やかな祭礼行列が江戸城内に入り、時には徳川将軍の上覧にあずかったことから、江戸山王権現の山王祭とともに俗に「天下祭」と称された。

天下祭としての神田祭及び山王祭は今日、非常に多角度から研究されている。祭礼研究をはじめ地域史研究、山車および附祭の研究、社会学・民俗学的研究、近世法制史研究、音楽史・舞踊史的研究、絵画史料論、建築史など様々な分野から非常に多くの成果が発表されている。しかし、これらの研究における前提としての祭礼の日程や時代的な変遷などの基礎的知識については、未だ詳細に考察されていないように思われる。

そこで本稿では、神田祭を中心に天下祭と称された諸要素、祭礼の日程と時代的変遷を見ることにより、天下祭の基礎的知識を示したいと思う。

一 天下祭について

神田祭および江戸山王権現の山王祭（現・日枝神社の大祭）は江戸時代の二大祭礼として知られ、人々によって俗に「天下祭」と呼ばれたと今日言われている。西山松之助氏はこの天下祭という名称について『江戸名所図会』の山王祭の挿絵に書かれている宝井其角の「我らまで天下まつりや出車」を引用し、元禄期には「天下祭」と称されていたとする¹⁾。また他の江戸時代の史料において、所見では天保六（一八三五）年九月十五日付の山東京山より

鈴木牧之に宛てた書簡に「○今日は九月十五日神田明神祭礼、山王につづきたる天下祭りとして、江戸中の見物、群をなす事いふもさら也。(以下略)」と書かれているものがあげられる。また嘉永三(一八五〇)年に刊行された江戸名所案内のガイドブックとも言える『絵本江戸土産』にも「神田明神は江戸大祭の随一にして、祭事は九月十五日なり。惶くも大樹公の上覧あり。山王権現は神田明神に齊しく、これを俗に天下祭りといふて、何れも上覧あり。」と挿絵に添えられた文言が見られる。

この両祭礼が天下祭と呼ばれた要素として、両祭礼のみ祭礼行列が江戸城内へ入れることが通例であったこと、江戸城内で時には將軍の上覧があったこと、幕府が祭礼費用の一部を負担したこと、という三点が主なものとしてしばしばあげられる。

そこですまず神田祭が後世「天下祭」と称されるにいたった諸要素について、先の三点も加えいくつかととりあげたいと思う。

a 江戸城内へ祭礼行列が入れたこと

神田祭において祭礼行列が江戸城内に初めて入ったのは、元禄元(一六八八)年であったことが『撰要集』起立之部の「神田明神祭礼起立」に見られる。

一、渡り祭礼始

御城内^江御繰入^三相成候義は元禄元辰年中被仰出有之候

此趣書面神主所持仕候

右は先年書上候趣御尋ニ付相調申上候 以上

文化十二亥年十一月

馬込勘解由^四

高野新右衛門^五

小宮善右衛門^六

当初の江戸城内における行列の道筋について詳細は不明であるが、天和二(一六八二)年ころに書かれたといわれる『紫の一本』に「湯島四丁目と五町目の間の広小路にて揃ひ、二町目より段々渡るなり。御輿は御社より直に

一町目へ出て、筋違橋より大工町へ懸り、神田の御門へ入り、松平泉守の屋敷の書院にて神酒をあぐるなり。」と江戸城内へ入る際「神田の御門」つまり神田橋御門を通ったとある。神田橋御門から行列が入ったのは、記録上では享保七(一七二二)年及び同九年、延享元(一七四四)年の御触書・町触に見られ、それらによると祭礼行列は神田橋御門から江戸城内へ入った後に常盤橋御門から城外へ出た。

寛延三(一七五〇)年の記録になると、神田橋御門から田安御門そして上覧所を経て竹橋御門を通り常盤橋御門より城外へ出るという道筋となり距離も長くなっている。天明三年に祭礼町々一同より出された書付に、

一 神田明神御祭礼之義、古来ハ上覧所前相渡申候処、致中絶、寛延元辰年迄ハ神田橋御門より常盤橋御門^江出相渡申候、其砌迄ハ附祭練物一向無之、出し斗差出来申候、然ル処寛延三年より古来之通、上覧所前相渡候様被仰付、夫より附祭練物差出、其後御祭礼度毎ニ附祭練物之數相増候ニ随ひ、夫丈神輿繰出後候ニ付夜ニ入相渡候哉と奉存候、(以下略)

と道筋の変遷が記されており、これ以降は文政、天保、弘化そして幕末にいたるまで、道筋に大きな変化はなかった。

b 將軍の上覧

江戸城内に祭礼行列が入る主な目的の一つに將軍の上覧があった。神田祭において將軍が上覧したという初の記録は『徳川実紀』宝永三(一七〇六)年九月十八日の記事で「(上略)また神田明神の祭礼あり。西より吹上にならせ給ひ。ねり物を御覧じ給ふ。(日記)」とあり、『徳川実紀』では以降、宝永五年、同七年、正徳二(一七一二)年に上覧の記事が見られる。

両祭礼ともに上覧する場所について当初は定められておらず「城の櫓上」「天守前櫓」「城櫓」「平川口の櫓」「三丸」「桔槔橋櫓」「菱櫓」「吹上多門」などで上覧された。上覧所が新築されたのは正徳二年の神田祭の時、『徳川

実紀」正徳二年九月「○十五日神田明神祭祀により。馬場曲輪新建の御覽所にならせ給ひ。ねりものを見給ふ。よて宿老。御側用人。少老。語側并に寺社町の奉行。大目付。目付けもまかる。(日記)」と「馬場曲輪」に新築された御覽所において將軍家宣が上覽した記録が見られる。「馬場曲輪」がどこを指しているのかは定かでない。

將軍のほかにも徳川將軍の夫人、大奥、諸侯が觀覽した事例も多く見られる。まず元禄元年に初めて城内に入った時に桂昌院、降つて寛延三(一七五〇)年、明和六(一七六九)年、宝曆十三(一七六三)年に後の十代將軍・家治の正室・倫子、安永八(一七七九)年には家治の養女・種姫と幼少期の十一代將軍家齊がそれぞれ神田祭を觀覽している。その他、天保六(一八三五)年、水戸殿峰姫、文姫がそれぞれ見物しているなど、特に將軍夫人や養女などの觀覽が目立つ。

c 幕府による祭礼費の負担と国役としての大伝馬町、南伝馬町による国役としての祭礼奉仕

幕府が祭礼費を負担したことも天下祭の一つの大きな要素であった。神田祭では、元和三(一六一七)年に幕府により初めて神田明神の社殿が造営された時に、同じく幕府より神輿二基をはじめ二十三の祭礼道具が寄付された。

御祭礼御道具并御湯立神樂御道具元和三年御造営之節御寄付有之品左之通

- 神輿 二社、櫛之台 沓ツ、鉾 二本、轆但翠簾半共 老挺、夏冬束帯装束但冠太刀共
 - 素袍袴同断 百人前、白張同断 式百五拾人前、八徳 拾六人前、朱傘
 - 袋共 沓本、太鼓大小 五ツ、獅子但幕共 両頭、田楽装束但花笠、羯鼓、
 - ひんぎ、ら共 四人前、鼻長装束但烏甲ノ手鉾共 式人前、五色幕 二張、(中略)、
- 右御道具類損所有之候節者、只今以御修復料被下置候事¹⁶⁾

その後、明暦の大火後の万治三(一六六〇)年にも新調され、以後、元禄五年、元禄十三年に幕府による修復が行われた記録が見られる。その後、宝曆十三(一七六三)年、安永二(一七七三)年、寛政九(一七九七)年、文政六(一八二三)年ころには、幕府より修復料が下される形式に変更されている。¹⁷⁾

但し、宝曆十三年の場合などは幕府より下された修復料では足りなかったため、その不足分を幕府より「拝借」しその返済を町々の抛出によることとしていた。¹⁸⁾さらに幕末期にいたると町々の寄付や町費による割合が大きくなり、弘化二(一八四五)年の祭礼の時には政局の激変や幕府の財政難などで神輿修復の不足分の多くを町々の抛出で賄うという事態もおこったが、²⁰⁾原則的に江戸時代を通じて神輿行列の費用は幕府によつて負担された。

神田祭と山王祭の両祭礼に関わっていた町は数町あったが、その中でも大伝馬町、南伝馬町は特別な関与の仕方をした。それは幕府に対する国役つまり公的な夫役として祭礼に奉仕したことである。寛政の改革による町費節減策の一環として録上を命じられた南伝馬町二丁目の町入用の書上の内、定式入用の項目に以下の内容が見られる。

- 一、金九拾八両銀六匁四分 御国役
- 御朱印御證文人馬并賃伝馬其外諸人入用
- 五ヶ年平均見合減省仕候高二御座候。
- 一、金八両式部銀拾匁 右同断
- 山王神田明神両御祭礼諸人入用

「山王神田明神両御祭礼諸人入用」は神輿行列への装束類や奉仕人足の手配などに使用された。延享三(一七四六)年に大伝馬町の名主・馬込勘解由らが町年寄・喜多村へ持参した書上に神輿行列に奉仕する人数が報告されている。

神田明神御祭礼之覚

一、小篋 五本 人足五人 一、警固 人足六人 浅黄指袖無し羽織着申候

一、吹貫 壹本 牛車 人足 拾貳人内貳人唐人出立 但、鳥太鼓

一、町人上下着御供 五人 一、同供之者 五人 右之通御祭

礼壹番ニ罷出申候

一、大鼓 五人 一、ひんざゝら 壹人

一、田楽 壹人 一、獅子頭持 拾貳人

一、面かぶり 壹人 一、青侍 四拾人

一、御幣持 貳人 一、大拍子持 三人

一、御輿昇 五拾人 一、御膳板持 貳人

一、御神木持 六人 一、御神輿附町人上下着 六人

人数合計百六拾貳人

右之通明神御祭礼ニ罷出申候、以上

延享三年寅九月四日

大伝馬町月行事 作十郎

同 市右衛門

名主 勘解由

この中で、御幣持（幣帛）、大拍子持（大拍手）、面かぶり（鼻高面）そして神輿昇については、神田祭の場合、一の宮神輿と二の宮神輿の行列それぞれを両町が毎回交互で奉仕した²³。また文政六年の但書が付されている草野本家所蔵『神田明神祭礼絵巻』には、両伝馬町の他に赤坂伝馬町、四谷伝馬町が神輿行列における「青侍」を奉仕しており、神輿行列の奉仕が道中伝馬役という本来の「御国役」と同様に幕府に対する義務的な夫役であったことがうかがえる²⁴。

幕府による神輿行列の費用負担、大伝馬町と南伝馬町による国役としての神輿行列を中心とする祭礼行列の奉仕、この二項目が主要素となり、さらに

祭礼行列の江戸城内への参入と将軍の上覧という諸要素と相まって、神田祭をして幕府の御用祭である「天下祭」と俗に呼ばしめたのである。

d 町々が出した祭礼行列

さらにもう一つ付け加えれば、町々より出された山車、附祭、御雇祭といった賑やかで煌びやかなイメージを持つ祭礼行列があげられる。神田祭に関与した町々には二つの種類があった。一つは山車や附祭を出した町々で、江戸後期より幕末そして明治中期まで神田明神に奉仕した木村信嗣によると、それらの町々は「専ら神田部内ノ殊ニ旧町ノミニテ、所謂宮元ノ町²⁵」であり、江戸後期から幕末期ころには大伝馬町・南伝馬町を除く神田の町々四十五町を指した。もう一つの町々は同じく木村によると「江戸総鎮守ノ縁由ニ依テ古来祭祀ノ初穂ヲ納ムル町々²⁶」で日本橋を中心とする九十三町を指した。

山車は各町にちなんだ人形や造り物を仕立て行列に曳き出したもので、古い記録では元禄三（一六九〇）年撰の『増補 江戸惣鹿子名所大全』「山王神事作事次第」に四十六番の一覧が見られる²⁸。神田祭においては元禄期の具体的な行列の記録は所見では見られないが、元禄元年に初めて祭礼行列が江戸城内に入った時の記録の中に、城内において五代將軍綱吉の母・桂昌院が「三十五番之繰者」を観覧したことが記されている²⁹。山車行列の順番や本数はいつの時代から定まったのかは明確でないが、三十六番四十本前後が曳き出されることが恒例となっていた。宝暦より安永・天明（一七五一〜一七八九）ころの神田祭を描いたといわれる龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』や、神田祭の絵番附の中、所見で最も古い寛政五（一七九三）年『神田大明神御祭礼番附』などでも三十六番の山車が記され、これ以降に見られる祭礼番附などの諸資料でも、山車は必ず三十六番出されたことが記録されている³⁰。

山車のほかに町々より附祭も行列に加わった。山車を出した神田の町々から毎回くじ引きで年番町つまり当番の町が決められ、各町毎回違った内容の

行列を出した。附祭はその内容が様々であり定義が難しいが、主に踊屋台、地走り踊、練物、引物（曳物、造物）などを意味した。³¹ 附祭は年番町の山車に続いて、あるいは他町の山車の間に入った。「大江山凱陣」「牛若丸奥州下り」「朝鮮人来朝の学び」などが有名でしばしば錦絵などにも描かれるなど賑やかな行列であった。³² 毎回新たな内容が出され趣向が凝らされたため、祭礼行列の中で一番人気があったとともに、寛政の改革や天保の改革などでしばしば規制の対象とされた。寛政三（一七九一）年の寛政の改革により附祭が三ヶ所に減らされ、その後、文政十年に再び十五から十六ヶ所とされたが、天保十二（一八四一）年の天保の改革により再び三ヶ所、一ヶ所より三品に削減されるなど時代により流動的であった。

もう一つ御雇祭と言われたものがあり、山車や附祭を出した神田部内の町々以外の町々により出された附祭と同じような踊屋台、地走り踊、練物、引物（曳物、造物）などの行列や、松井源水ら曲芸師による独楽廻しなどが出された。³³ 嘉永四（一八五二）年の神田祭の御雇祭では南本所元町のこま廻し芸人の源弥が採用されたが、その請書中に「南本所私義御雇上二相成御用被仰付候二付、（以下略）」³⁴とあるとおり、御雇祭の任用と費用は主として幕府によった。呼び名も様々で、祭礼番附の文化十年に白銀町二、三、四丁目と新肴町・弥左衛門町より出された「御役」、十二年に通旅籠町より出された「御用祭」、文政八年に高砂町・住吉町・同裏河岸・難波町・同裏河岸・元大坂町より出された「御雇」「御好附祭」などととも称された。³⁵ この御雇祭は文政十（一八二七）年に一度中止されたが、再び天保十二年に復活し安政二年に再度中止されるなど附祭同様に時代により変更された。³⁶ また、これらの中には大奥の所望により曳き出されたものも多く『藤岡屋日記』「文化十二乙亥年大奥年中行事」の山王祭の項に「附祭り御好みの品は御広敷御用人より町奉行へ達しておふせ付らる」とあり、³⁷ また文政八年の神田祭における「御好附祭」なども大奥よりの所望により出されたものと思われる。³⁸

二 祭祀としての天下祭、その日程と時代区分

a 神田祭の日程

神田祭の全体像を把握する上で、神田祭の全体的な流れである日程は重要であるが、多くの論文ではあまり触れられていないように思える。例えば、祭礼に先立ち渡御する神輿に御祭神の神霊をお乗せするわけだが、それがいつ行われるのか。その逆に祭礼が終わった後、御祭神の神霊をいつ神社に戻しするのかなど。そうした祭礼の日程を研究の前提として知っておくことは、さらなる研究の進展につながる。

ここでは少ない史料より神社側の動きを中心に、幕府と町々の動向も含め、神田祭の日程を一覧してみたいと思う。ここでは史料の制約上、天保から弘化、幕末期にかけての神田祭を対象とする。³⁹

八月上旬以降

神社では八月上旬より祭礼の準備に取り掛かる。まず神社より月番寺社奉行へ神田祭を執り行う旨の伺いをたて、十日前後に月番寺社奉行から神社へ祭礼を執り行うべき旨が伝達される。それを受け神社側は寺社奉行へ「社殿畳替願書」「両伝馬町江御飯屋取定届書」「町方同心神輿付添出役願書」「神輿巡行之町々結切木戸メ切願書」「神輿昇助人足立差留願書」を提出。これらの願書は例年提出された。

幕府より祭礼執行の許可が下されたことを神社側は町年寄三名へ伝え、さらに町年寄は祭礼取扱掛に伝達。また神社より大伝馬町・南伝馬町・小舟町名主へ神輿行列の人足などの奉仕を要請し、町々へ恒例どおり山車などを出すべきことを申し伝える。その他の町々へは祭礼費用の奉納を各町名主や月行事へ伝達し、神輿警護の人馬・長柄を出す諸侯に恒例どおり出してもらおう願い状をおくる。一方、町々ではそれに先立つ六月に町年寄が町名主より祭礼取扱掛を選定する。祭礼取扱掛は祭礼取締掛、祭礼懸とも呼ばれ、町

年寄の下、祭礼の運営を担当した人々で約六名選ばれた⁽⁴⁰⁾。町々では祭礼取扱い掛を中心に附祭の年番町の選定、山車書上の作成などを行い九月にかけて各所役が決定されていく。

九月二日

祭礼行列に曳き出される大櫛の準備が門前町の人々を中心とした講中によって行なわれる。巢鴨村・檀木商より神社の楼門外の御飯屋まで曳かれ納められる。

九月六日

神輿舎より神輿が出され、馬喰町附木店講中の奉仕により飾りが施され社殿内の幣殿へ奉安される。

九月九日

未刻、前斎。四門に忌竹を建て木綿神を付け、庭上に祭鉢や四神鉢などを立てる。一方町々においては各戸に軒提灯が掲げられ大幟が立てられる。

九月十～十四日

寺社奉行より神輿巡行御道書つまり神輿の道筋に関する書類が神社へ渡される。

九月十一日

神輿が二基の神輿に遷座し装束が整えられる。

九月十三日

各町・各家・武家屋敷において、棧敷が用意されたり提灯が出されるなど祭の準備が行われる。

九月十四日

斎夜神事、神主（束帯）と社家（狩衣）が布衣、白丁等の徒者とともに社殿にて祝詞を奏上し、神楽を執り行う。各町では夜宮と称して、最寄の町々が連合で山車や附祭を曳き出す。道筋の武家町家においては賓客を向かえ饗応し翌日を待った。

九月十五日

神田祭当日、暁丑ノ刻、町々による山車や附祭が湯島聖堂前の桜馬場に集合して町奉行・寺社奉行の取締検使の上、神輿行列などと合流し出発、神社鳥居前を通り、筋違橋御門から外廓へ入り、さらに田安御門より内廓に入り朝鮮馬場に至って昼食。その後、馬場周辺にある上覧所を通り竹橋御門を経て大手橋・神社旧跡にて奉幣の儀を執り行い、常盤橋御門を出て山車や附祭などの町々の行列はここで解散しそれぞれの町へ行き、神輿行列は大伝馬町・小舟町・南伝馬町の御飯屋へ行き、戌ノ刻頃に帰社する。

この間、祭礼に際して江戸幕府へ祭礼の玉串（神札か）・神供を献じ、また神社境内においては、寅の刻、二の宮のご祭神・平将門公の後裔・旗本相馬氏が正装して神社に参り二の宮の留守番として終日殿内に祇候し還輿後退出した。この相馬氏は祭礼行列において神馬一頭も出している。同じく寅の刻、神田明神と由縁深い浅草の日輪寺の住僧が徒弟十数名とともに神社に参拝し、青判一貫を献上して法楽を勤めた。『東都歳事記』には九月十四日「丑の半刻より日輪寺衆僧を具し社頭において弥陀経一部を誦誦す。終りて神輿を出す事恒例にして、今にしかり。」とある。また明治期の『伝言事記』を「ぼえ」に「第二の神輿は、浅草時宗日輪寺より、僧数多来りて、大般若経を転読し、将門の霊を祭り、如斯して神主に至り、青刺苅文を神主に納めて、将門の神事をたのむを例とす、」とある。

九月十六日

祭礼御礼参り。町々の人々が祭礼行列の衣装を着て附祭などとともに神社に参拝した。見物人がこれを見るために神社に群集したという。

西の刻、神輿を神輿より本殿に遷座。

九月十七日

解斎、神職が祭礼にあたって行った潔斎が解かれ神社における神田祭は終わる。

町々では神田祭終了後「祭勘定寄合」が数度行われ、また町名主が町奉行

所へ集合し、町年寄より町奉行からの「誉置」つまりお褒めの言葉が伝えられる。また祭礼取扱掛が山車や附祭の町入用を取り集め町年寄に提出するなどのやりとりが十月まで続く。⁴³⁾

b 神田祭の変容

天下祭と一口にいつても時代により祭礼の道筋の変更や附祭の規制など様々に変動した。幕府の庇護の下、大祭化し江戸城内に祭礼行列が入り将軍が上覧するようになった時から慶応三（一八六七）年最後の祭礼まで、約二六〇年にわたる江戸時代の長い年月の中、約九十回も執り行われた神田祭は、改革による規制、政治状況や幕府及び町々の財政状況などにより当然変化を見せた。今日よく目にし耳にする神田祭はその多くは文化文政そして天保年間の華々しい祭礼の姿であり、よって江戸時代を通じて見た神田祭全ての姿ではない。ここでは時代を五つに区分し特記事項を採り上げながら、神田祭の歴史的な変容を概観したいと思う。⁴⁴⁾

船渡御・隔年齋行 天正十八（一五九〇）年ころ〜天和元（一六八二）年

社家・月岡主計が寛政五年に記した『神田大明神御由緒書』に「且御祭礼の義権現様御入国の比迄は毎年舟祭にて、竹橋より御船にて小船町（神田屋庄右衛門）と申者の宅前より、神輿御揚り陸地通行にて御座候、⁴⁵⁾とあり、徳川家康が江戸城へ入城した天正十八年ころまでは船による神輿渡御が毎年執り行われていたという。船による渡御から陸での渡御へと変更されたのがいつの頃からか不明である。その後、天和元年に毎年執り行われていた両祭礼が、町々の祭礼費負の担を顧慮して隔年に齋行されることになったと言われている。⁴⁶⁾

大祭化 元禄元（一六八八）年〜正徳四（一七一四）年

大祭化つまり江戸幕府の官祭となったのはまず山王祭であった。『撰要集』起立之部「山王御祭礼起立」に「寛永十一成年山王御祭礼厚執行可有之旨被

仰出江戸大祭相始り候」とあり、寛永十一（一六三四）年に幕府の命により山王祭が盛大に行われるべき旨が仰せ出され、翌年に祭礼行列が江戸城内へ入り将軍が上覧した。⁴⁸⁾その後、神田祭が元禄元年に江戸城内へ入り大祭化したのは先に述べたとおりである。

正徳三（一七一三）年五月五日、幕府は天下祭として神田祭と山王祭に根津権現の祭礼を加え、各々巳年・午年・未年より三年毎に執行とすることを命じた。これは根津権現が当時の将軍・家宣そしてその後の家継の産土神であったからである。

正徳三年巳五月

祭礼之次第

山王権現 巳年

根津権現 午年

神田明神 未年

右之通、相心得、向後如此三年目ニ祭礼可有之候、

五月⁴⁹⁾

根津権現の祭礼は翌四年九月二十二日に執り行われ、江戸の町々を網羅する五十番の山車が曳き出されると、大規模な祭礼行列が江戸城内に入り将軍の上覧にあずかった。しかし正徳六年に家継が早逝し紀州藩より徳川吉宗が將軍として迎えられ、享保三（一七一八）年六月に旧例に従い神田祭と山王祭の両祭礼の隔年執行に戻された。⁵⁰⁾

享保の改革と祭礼行列の膨張 享保年間〜天明年間（一七一六〜一七八八）
八代将軍・吉宗が着手したいわゆる享保の改革は質素儉約を柱とした改革で、当時華美を尽くした祭礼も当然大規模な規制の対象となった。享保六（一七二二）年四月の町触において、町々より祭礼に曳き出された屋台の全面禁止や練物人数の制限などが下された。⁵¹⁾

しかし時代が流れ寛延三年になると江戸城内における祭礼行列の道筋が長くなり附祭も増加して、さらに吉宗が薨去し宝暦年間になると再び賑やかな祭礼行列が出されるようになった。宝暦九(一七五九)年五月には、享保六年に全面禁止された屋台や屋台に紛らわしい山車などが出され法令を守らず不埒であり改めて禁止を申し付ける、が、神事であるので賑やかに執り行うべきであるという規制を緩和するような町触も出された。龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵『神田明神祭礼絵巻』は前記したとおり宝暦より安永・天明(二七五二〜一七八九)ころの神田祭を描いたといわれるが、「大江山凱陣」「大鯰と要石」など多くの附祭が描かれており、非常に賑やかであった様子がうかがえる。

また天明三(一七八三)年八月、神主芝崎大隅守より神輿行列の順番を行列の最後尾より山車十番と十一番の間に変更したいとの以下の願いが出され、幕府より許可された。

一 神田御社御祭礼、来ル九月十五日如例各執行可仕旨被仰出奉畏候、就右奉願上候は是迄御両社神輿御通行之義、町中練物を先江立、其次江神輿渡御御座候処、毎度夜二入別而混雜仕、万一雨天義之節杯、猶又破損も出来仕、且夜分途中口論等も有之、甚以不安心奉存候、依之今年より町中練物之義ハ神輿之前後二繰出候、神輿練物十番と十一番之間渡御仕度奉存候、左様御座候得は途中無差支御通行有之、上覧之御場も夜二入不申、且又御両社御旧地神田橋御門内其上大手御橋右式ヶ所江神輿奉居、御祈禱奉幣仕候二も御差支も無御座候、彼是右順を立繰上之義奉存候、勿論此已後共之通被仰付候様仕度奉存候、以上

卯八月

神田明神神主

芝崎大隅守

こうした事態が起こってきたことから、この頃の行列の盛大さをうかがい

知ることができようであろう。

祭礼の流動期 寛政年間〜弘化年間(一七八九〜一八四七)

松平定信が老中に就任すると寛政の改革の一環として、寛政三(一七九一)年四月に再び祭礼への規制が行われた。天明の大飢饉後に吉宗の行った享保の改革にならう形で質素節約が計られ、また天明の打ちこわしなどの一揆の警戒とも相まって、附祭が大神楽一組とその他二組に縮小され、以降、寛政五年に定信が罷免された後も文化八(一八一二)年まで原則として附祭は三組とされた。

その後、文化十年より文政六年にかけて附祭三組、御雇祭一組とわずかに増し、文政八年にいたり附祭・御雇祭合わせて九組出され、大奥所望と思われる「御好附祭」なども出され盛大に執り行われた。文政十年には御雇祭が中止されたものの、附祭が十六カ所となり一ヶ所より一品ずつ出すことが定められ、以降、天保十年まで続いた。

しかしそれも水野忠邦が老中に就任し天保の改革が始まると、三たび祭礼は規制された。

神田明神氏子町々

名主

月行事

当九月神田明神祭礼之義、是迄附祭品数十五六を目当世話番町々より差出来候、猶又今般相改、寛政度申渡後振合之通り、附祭人用氏子惣町小間割いたし、一ト小間何匁掛りと割付差出、尤世話番三ヶ所二相立、町々順々二可相勤候、且神輿旅所其外供所等別段入用掛り候分は、家別は前々可為申合通候

但、附祭之義は世話番壹ヶ所より三品ツ、惣町九ツ可差出事
右御奉行所依御差函申渡間、其旨可存

丑七月

右之通り被仰渡奉畏候、御受印形差上申候、仍如件

天保十二丑年七月七日 祭礼町々 名主 受印

月行事³⁵

御雇祭が復活し松井源水の独楽回しに加わるようになったが、附祭が十六カ所から三カ所、一ヶ所より三品とされた。しかし享保及び寛政の改革に比べれば、附祭の数が計九品であったことから規制としてはあまり厳しくはなかつたと言える。

混乱期として終焉 安政二（一八五五）年〜慶応三（一八六七）年

安政二年、安政の大震災後に行われた儉約政策の影響もあり神田祭は大幅に縮小された。

神田明神御祭礼之練物等、御曲輪内^江引込候二不及候、是迄之通祭礼

執行ひ、市中其外相渡候義は勝手次第之事二候

右之趣被仰出候間、得其意市中^江は早々可被相触候

八月

右之趣被仰出候段、従町奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々可相触候

卯八月廿三日

町年寄役所³⁶

山車・附祭など町々よりの行列は城内へ入らず町々を「勝手次第」に練り歩くよう命じられ、御雇祭は中止された。神輿行列のみは城内へ入ることが許されたものの、上覧所は通らず神田橋御門から神田橋御門へという道筋に短縮された。

しかし次の四年の祭礼では附祭や御雇祭は出なかつたが山車の行列は城内へ入り、さらには六年には市中景気回復のために幕府が進んで祭礼を盛大に行うよう命じるという、全く逆の現象が起きた。

一 大目付

覚

御目付^江

山王神田両祭礼之儀二付。是迄度々評議いたし。被^二申聞^一候趣も有^レ之候処。右祭礼之儀。是迄之振合^二而^一ハ。市中景気引立不^レ申。衰微^二及^一び候趣。町奉行より再^二申立^一。今般外国貿易御取開。外国人居留之者も有^レ之候二付而^一ハ。市中諸色潤澤不^レ致候而^一ハ。難^二相成^一儀二付。景気引立。諸色潤澤之ため。両祭礼付祭ハ。御曲輪内^江引入候儀。前々之通可^二相心得^一旨。別紙之通町奉行^江相達候間。可^レ被^レ得^二其意^一候事。（以下略）³⁷

文久二年、祭礼行列が出ない蔭祭の年であつたにもかかわらず、町々より山車や踊台が出され、その逆に天下祭として最後の慶応三年の神田祭では神輿行列のみの渡御となるなど、幕末という時代の流れの中、幕府と同様浮き沈みの激しい祭礼が執り行われ、そしてついに幕府の崩壊とともに天下祭としての神田祭は終わりを遂げた。³⁸

結びにかえて—今後の課題—

神田祭及び山王祭は、江戸時代に神輿を中心とする祭礼行列が江戸城内に入ることができ徳川將軍の上覧もあり、さらに神輿行列の費用が原則として幕府から出され行列に奉仕した人足も大伝馬町・南伝馬町により国役として出されるなど、大祭化していく過程において、いつしか人々より「天下祭」と称されるようになった。

この天下祭に関しては様々な研究分野で多角度に研究され非常に多くの成果が発表されている。しかし、これらの研究における前提としての祭礼の日

程や歴史的な変容などの基礎的知識については、未だ詳細に考察されていないように思われる。そこで本稿では、各分野の研究成果を参考として、神田祭を中心に天下祭とされた諸要素、祭礼の日程と変容を見ることにより、天下祭の基礎的知識を示すことを試みた。

今後の課題としては、本稿では分析不足のためあまり参照できなかった国立国会図書館所蔵『旧幕府引継書』に所収する膨大な祭礼に関する文書や『齋藤月岑日記』『藤岡屋日記』などの日記類、祭礼絵巻などの研究により、さらに天下祭の諸要素、日程、時代区分を詳細に考察していきたいと思う。それにより、明らかになる事実や修正されるべき事項も出てくるであろう。

またもう一つの天下祭である山王祭や、根津権現及び赤坂氷川神社の祭礼、さらに江戸の諸神社の祭礼をも交えて研究することにより、江戸の祭礼において天下祭がどのような位置付けにあったかも明らかにできるであろう。

註

- ① 西山松之助『江戸ッ子』(江戸)選書1、吉川弘文館、昭和五十五年、一六五頁。
- ② 宮榮二編・代表『鈴木牧之全集』下巻 資料編、中央公論社、昭和五十八年、三二七頁。
- ③ 朝倉治彦『日本名所風俗図会』3江戸の巻1、角川書店、昭和五十四年、三二五〜六頁。また「両祭礼」とも呼ばれた。齋藤月岑の編纂した江戸の年中行事『東都歳事記』神田祭の項に「凡東都の祭礼は、六月十五日山王の御祭礼を首とし、当社これに亞ぐ、故に合はせて両祭礼と称す。」とあり、江戸の二大祭礼として知られていた(齋藤月岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2、平凡社、昭和四十五年、二四九頁)。
- ④ 牧田勲「天下祭の性格―神輿行列を中心に―」(『撰南法学』創刊号、平成元年)、豊田和平「江戸の天下祭り」(『比較都市研究』二十巻二号、平成十三年)参照。
- ⑤ 山王祭の行列は『事蹟合考』では元和元年のことであったとあるが、寛永十二(二六三五)年六月十五日に初めて江戸城内に入ったことが定説である。『徳川実紀』に「山王祭礼あり、城の櫓上にて御覽したまふ」とあり、当時の将軍・徳川家光が上覧した。
- ⑥ 『撰要集』起立之部 二ノ下、八一六―二、国立国会図書館所蔵。

⑦ 戸田茂睡「紫の一本」天和二(一六八二)年ころ、鈴木淳・小高道子校注・訳『近世随想集』新編日本古典文学全集八十二、小学館、平成十二年、二二七頁。

⑧ 享保七年御触書は高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、昭和九年、六四〇頁)、同九年御触書は近世史料研究会編『江戸町触集成』第四卷(塙書房、平成七年、二〇四頁)、延享元年御触書は高柳眞三・石井良助編『御触書宝暦集成』(岩波書店、昭和十年、三三六頁)を参照。

⑨ 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八巻、塙書房、平成九年十月、一一七頁。

⑩ 文政期については「御府内備考続編」(『東京都神社史料』第一輯)、天保期に関しては齋藤月岑・著、朝倉治彦・校注『東都歳事記』2、弘化期に関しては芝崎好定「神田御社御祭礼次第是迄仕来候振合書」(原田敏明『日本祭礼行事集成』第四巻、平凡社、昭和四十六年)を参照。但し安政二(一八五五)年の神田祭は例外であった。「神輿行列而已神田橋御門江入、大手迄罷越、又元之道江引返し神田橋江出」と神田橋御門から入り神田橋御門を出るとい道筋を幕府より命じられた(近世史料研究会編『江戸町触集成』第十六巻、塙書房、平成十四年、四〇九頁)。

⑪ 黒板勝美・国史大系編輯会編『徳川実紀』第六編、新訂増補国史大系 第四十三巻、吉川弘文館、昭和四十年八月、六三二頁。山王祭は先に見た『徳川実紀』に寛永十二年に江戸城内に初めて入ると同時に上覧も行なわれた記録が見られる。

⑫ 『徳川実紀』第六編、七〇九頁。黒板勝美・国史大系編輯会編『徳川実紀』第七編、新訂増補国史大系 第四十四巻、吉川弘文館、昭和四十年十月、二二二頁、二四五頁。

⑬ 東京市役所『天下祭』東京市史外編第四、東京市役所、昭和十四年、一一九頁。

⑭ 『徳川実紀』第七編、二四五頁。この年の神田祭より、将軍への毎月の月次御礼のお目見えの停止が定められ祭礼の優遇措置の強化をはかる風潮も見られる(『徳川実紀』第七編、二四五頁)。

⑮ 「田安御門内提出候名主等之儀年寄伺線出し其外行届候付普置候事、山王神田両祭礼起年月之事」(『市中取締類集』一二六、八一―二四、国立国会図書館所蔵)、『天下祭』(一三二頁)など参照。

⑯ 芝崎好善「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上』一)文政十年、国立国会図書館所蔵。

⑰ 万治三年、元禄五年、同十三年に関しては『神田神社記録』(元禄頃、國學院大學図書館・黒川文庫所蔵)、拙稿「國學院大學図書館・黒川文庫所蔵『神田神社記録』の翻刻(下)」(『神道宗教』第二〇七号、平成十九年七月)を参照。

⑱ 宝暦十三年の修復、安永二年の新調は高柳眞三・石井良助編『御触書天明集成』(岩波書店、昭和十一年、五五五頁、六一二頁)、寛政九年と文政六年の修復は高柳眞三・石井良助編『御触書天保集成』下(岩波書店、昭和十六年、三十八頁、八十六頁)を参照。

- (19) 千代田図書館『神田の祭―その周辺―』(千代田区、昭和四十五年) 参照。
- (20) 牧田勲「天下祭の性格―神輿行列を中心に―」、同『神田明神祭礼留書』(『撰南法学』十五号、平成八年二月) 参照。
- (21) 東京市役所『東京市史稿』市街編 第三十一、東京市役所、昭和十三年、十九頁。南伝馬町一丁目の書上でも「山王神田明神御祭礼諸人用」が「御国役」とされている(『東京市史稿』市街編 第三十一、四十八頁)。
- (22) 『御伝馬方旧記』十三、『近世交通史料集』三、御伝馬方旧記、吉川弘文館、昭和四十四年、五三一頁。
- (23) 木村信嗣「神田神社」(明治三十三年、『将門関係書類』十三、流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵)、拙稿「史料紹介『渡御祭旧事、江戸時代渡御祭式』―神田祭の基礎知識として―」(『社寺史料研究』八号、平成十八年三月) 参照。
- (24) 両伝馬町の国役としての神田祭奉仕については、牧田勲「天下祭の性格―神輿行列を中心に―」参照。神輿行列を奉仕した町に今一つ小舟町があり、大太鼓、幣帛、大櫛、御鉾という神輿行列の一部を担当し両伝馬町に準ずる町であった。社家・月岡主計が寛政五年に書いた『神田大明神御由緒書』に「且御祭礼の義権現様御入国の比迄は毎年舟祭にて、竹橋より御船にて小船町(神田屋庄右衛門)」と申者の宅前より、神輿御揚り陸地通行にて御座候、(太田南畝「異本 武江披砂」『太田南畝全集』第十七卷、五六〇頁)とあり、神田明神と神田祭とに深い関係があったことが考えられる。
- (25) 木村信嗣「神田神社」『将門関係書類』十三。
- (26) 右に同じ。
- (27) 山車に関しては、千代田区教育委員会『江戸型山車のゆくえ』(千代田区、昭和五十五年)、千代田区教育委員会『続・江戸型山車のゆくえ』天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告書(千代田区立四番町歴史民俗資料館、平成十一年)、豊田和平『江戸の天下祭り』などを参照。
- (28) 藤田理兵衛「増補 江戸惣鹿子名所大全」江戸叢書刊行会『江戸叢書』第三卷、日本図書センター、昭和五十五年。
- (29) 「安御門内提出候名主等之儀年寄伺繰出し其外行届候付置候事、山王神田御祭礼起年月之事」『市中取締類集』一一二六。
- (30) 黒田日出男『王の身体 王の肖像』(イメージリーディング叢書、平凡社、平成五年)、江戸御祭礼番附(国立国会図書館所蔵)、黒田日出男『都市祭礼文化研究の現在』(川越市立博物館『第十一回企画展図録 川越氷川祭礼の展開』川越市立博物館、平成九年) 参照。
- (31) 今井金吾「定本 武江年表」中(筑摩書房、平成十五年、三二三頁)、豊田和平「天下祭と江戸の祭礼文化」(加藤貴「大江戸 歴史の風景」山川出版社、平成十一年) 参照。
- (32) 市古夏生・鈴木健一『江戸名所図会』5(筑摩書房、平成九年) 参照。
- (33) 御雇祭に関しては、三田村鳶魚『三田村鳶魚全集』第九卷(中央公論社、昭和五十一年)、高牧實「近世の都市と祭礼」(吉川弘文館、平成十二年)を参照。
- (34) 都市と祭礼研究会『天下祭読本―幕末期の神田明神祭礼を読み解く―』神田明神選書I、雄山閣、平成十九年、六十頁。
- (35) 『江戸御祭礼番附』(国立国会図書館所蔵)、神田大明神御祭礼番附張込帖 文化十二年(嘉永二年迄)(神田神社所蔵)を参照。
- (36) 近世史料研究会編『江戸町触集』第十二卷(塙書房、平成十一年、二五六頁)、同第十六卷(四一〇頁)、今井金吾「定本 武江年表」中、同下(筑摩書房、平成十六年)を参照。
- (37) 鈴木棠三・小池章太郎『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、三一書房、昭和六十二年、一五七頁。
- (38) 『神田明神御祭礼御免番附』(文政八年九月十八日、神田神社所蔵)を参照。なお、他にも天下祭の行列の特徴として長柄、神馬、乗馬、神輿先導の旗幟など儀礼的な警固役を出した諸大名や、他神社の神職例えば江戸山王権現の諸井など江戸市中の神社の神職による奉仕、さらには神職の行列に奉仕した人々や、町年寄や町名主を中心とする町役人なども諸要素としてあげられるが、紙面の都合上、別の機会に記述したいと思う。
- (39) 神田祭の日程については、以下の資料を中心に記述した。斎藤月岑著、朝倉治彦校注『東都歳事記』2(原本は天保九年発行、平凡社、昭和四十五年)、芝崎好善「神田明神地誌調」(文政十年、『寺社書上 湯嶋神社書上』国立国会図書館所蔵)、芝崎好定「神田御社祭礼次第記」(神田御社御祭礼次第是迄任来候振合書)(明治二年、東京都立中央図書館所蔵)、木村信嗣「神田神社」(明治三十三年、『将門関係書類』十三、流通経済大学図書館・祭魚洞文庫所蔵)。なお前記史料の翻刻、参考として東京都神社庁『東京都神社史料』第一輯(東京都神社庁、昭和四十一年)、日本祭礼行事集成刊行会『日本祭礼行事集成』第四卷(平凡社、昭和四十六年)、谷川健一『日本庶民生活史料集成』第二十二卷(三一書房、昭和五十四年)、拙稿「史料紹介『渡御祭旧事、江戸時代渡御祭式』―神田祭の基礎知識として―」(『社寺史料研究』第八号、平成十八年)を参照。
- (40) 祭礼取扱掛については、都市と祭礼研究会『天下祭読本―幕末期の神田明神祭礼を読み解く―』、牧田勲「神田明神祭礼留書」を参照。
- (41) 斎藤月岑著、朝倉治彦校注『東都歳事記』2、二四九頁。日輪寺は文政八(二八二五)年書上によると以下の由緒が記されている。
- 時宗惣触頭芝崎道場と号す往古八天台宗にて了圓法師といへる僧今 御城内神田橋御門芝崎村とへる所に草創す然してより百余年の後承平の乱後所縁の者の所為にや平将門か墳墓を築置しを星移り物換り墳墓漸く荒廢し一花を供するものなし

因て亡霊祟りをなし大に村民を悩し病災天札枚挙に違あらず村民懼るゝと雖のかるゝに術なく荏苒として年序を経たり嘉元年中遊行二代他阿真教上人東国化益の時村民等亡霊を宥めんを乞ふ上人即連阿弥陀仏と法号を授与し供養回向有しかハ灵魂のたゞり退き死に向たる者悉く快復す此に於て村民大に渴仰し僧侶も徳に感し徒弟となり共に上人を請して日輪寺に住せしむ然してより天台を改め念仏道場とす因て芝崎道場と号せり彼亡霊は境内鎮守の明神に配祀し神田一郷の産神として隔年の祭礼怠らす今の神田大明神是なり(朝倉治彦『御府内社寺備考』六、名著出版、昭和六十二年、一〇三頁)

文政十年「神田明神地誌調」(『寺社書上 湯嶋神社書上一』)には当時行なわれていなかったことが記されており、一度断絶して再び行なわれるようになったのであろうか。

(42) 著者不明「伝衢事記そらをばえ」明治十五年、森銃三・野間光辰・朝倉治彦『新燕石十種』二卷、中央公論社、昭和五十六年、五十四頁。

(43) 都市と祭礼研究会『天下祭読本―幕末期の神田明神祭礼を読み解く―』、東京大学史料編纂所『齋藤月岑日記』一〇六(大日本古記録、岩波書店、平成九年〇十九年)を参照。

(44) 作美陽一『大江戸の天下祭り』(河出書房新社、平成八年)では時代区分を、黎明期、前期、停滞期、中期、後期、末期の六に区分している。

(45) 太田南畝「異本 武江披砂」『太田南畝全集』第十七卷、五六〇頁。ちなみにこの頃の山王祭も同じく船渡御で、龍の口(和田倉門付近)から乗船、八丁堀・北島(茅場町)の御旅所に渡御していた(『日枝神社史 全』日枝神社御鎮座五百

年奉賛会、昭和五十四年、五五〇頁)。

(46) 芝崎好善「神田明神地誌調」、東京市役所『天下祭』参照。但し『徳川実紀』に史料を限って山王祭の記事を見ると、寛永十六年ころより隔年で祭礼の記事が見られ天和元年より両祭礼が隔年齋行になったことに関してさらには考察が必要であるようだ(『日枝神社史 全』参照)。

(47) 『撰要集』起立之部 二ノ下。

(48) 『日枝神社史 全』五五三頁。

(49) 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』、岩波書店、昭和三十三年一月、六三八頁。根津権現の祭礼については、東京市役所『天下祭』参照。

(50) 東京市役所『天下祭』、作美陽一『大江戸の天下祭り』参照。

(51) 黒田日出男『王の身体 王の肖像』、作美陽一『大江戸の天下祭り』参照。

(52) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第八卷、一一五頁。

(53) 「宝曆現来集」卷之二(森銃三・北川博邦監修『続日本随筆大成』別巻、近世風俗見聞集6、吉川弘文館、昭和五十七年)、東京市役所『東京市史稿』市街編第三十一参照。

(54) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第十三卷、塙書房、平成十二年四月、三九四頁。

(55) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第十六卷、塙書房、平成十四年四月、四〇八頁。

(56) 黒板勝美・国史大系編輯会編『続徳川実紀』第三編、新訂増補国史大系 第五十卷、吉川弘文館、昭和四十一年十二月、六一〇頁。

(57) 今井金吾『定本 武江年表』下(筑摩書房、平成十六年)参照。

(58)